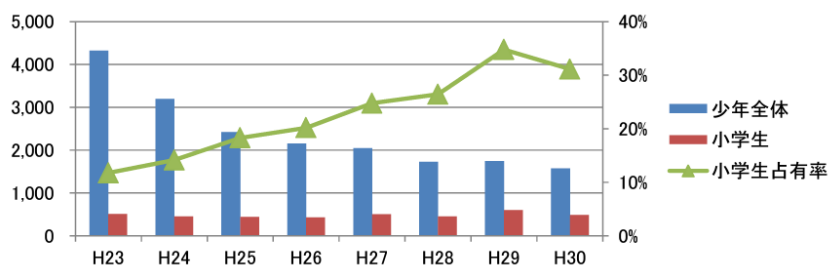


小学生の万引きに関する資料

少年の万引き件数は大きく減少傾向にあるが、小学生の万引き件数は減少しておらず、むしろ微増傾向にある。その結果少年の万引き件数に対する小学生占有率は大幅に上昇している。

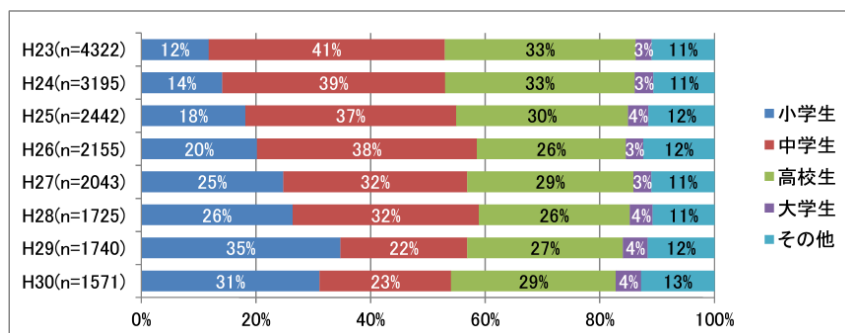
平成 23 年には東京都で 4000 件を超える件数があったものが令和 4 年には 860 件にまで減少。しかし、小学生による万引き件数はむしろ微増傾向にあり、万引き件数に対する小学生の占有率は平成 23 年には 10 パーセント程度だったものが、令和 4 年には 42 パーセント程度に上昇している。

資料 1：少年全体及び小学生の万引き件数の経年比較



引用：『万引きに関する調査研究報告書』 警視庁生活安全総務課

資料 2：少年に占める学識別割合の経年比較



引用：『万引きに関する調査研究報告書』 警視庁生活安全総務課

令和 4 年の刑法犯少年として補導された小学生は 770 人、前年より 3.1%増加。その中でも一番多いのが万引きで 374 人。万引き全体において小学生が占める割合は前述のとおり 42%で最も高い。

・実際に万引きをしたことがある小学生は、万引き補導人員数よりもずっと多い可能性が高い。

・保護者層における「子供の万引き経験あり」は、子供の人数（多い）、兄弟の中の順番（末子が多い）、子供の成長への満足感（低い）で特定の傾向がみられたが、経済的な指標を含む他の項目とは関連がなかった。

・万引きをした小学生は、万引きは悪いことであり捕まれば厳しく罰せられるとわかっているが、全件届け出等については知らず、自分が捕まるとは思っていない。

・万引きをしたほとんどの小学生が「店員のあいさつや声かけがあれば犯行をあきらめる」としており、店員の声かけ効果が顕著に高い層である。

・コンビニエンスストアは、扱う商品が非常に多く手軽に利用できる身近な店舗であり、小学生の利用も多い。電子マネー等の普及により現金を持たなくても買い物できる点も、小さな子供の買い物のハードルを下げていると考えられる。